

日 時 令和元年8月7日(水)

午前9時15分～午前10時25分

場 所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

令和元年度 第2回東京都公園審議会

速記録

○園尾管理課長 ただいまより令和元年度第2回東京都公園審議会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、建設局公園緑地部管理課長、園尾でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、恐縮ですが座って進行をさせていただきます。

まず初めに、本日の審議会でございますが、「東京都公園審議会の運営に関する要綱」第3に基づきまして、会議を公開で行うこととしております。

また、本日、傍聴者希望者はなしとのことでございますので、このまま会を進めさせていただきます。

なお、「東京都公園審議会の運営に関する要綱」第8によりまして、報道関係者の取材を受けております。議事が始まる前までは、撮影及び録音を認めておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、まず、皆様のお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

本日は、基本的に目の前の端末を使いまして、ペーパーレスで会議を進めさせていただきますが、何点か紙資料を置かせていただいておりますので、その確認をさせていただきます。クリップでとめてひとまとめにしてあるかと思いますが、一つ目が、一番上ですね、A4縦で、公園審議会の次第でございます。その一枚後ろが、本日の座席表になっております。その次が、委員の皆様の名簿でございます。もう一枚めくっていただきますと、幹事様の名簿になっております。さらに一枚めくっていただきますと、ホチキスで束ねたものがございまして、当審議会の根拠となる条例、そして、もう一つ束になっているものとして、同じく根拠となる要綱を付けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

不足等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それと、机上には、ご参考資料といたしまして、東京都の「公園緑地マップ」というカラー刷りの地図を配付させていただきます。よろしくお願いいたします。

また、本日の予定でございますが、次第にもありますとおり、議事が終了しましたら、この後現地へご案内することといたしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、会議室の都合で、本日はそれぞれの委員様のお手元にマイクがございません。ご発言をなさる際は、挙手いただきまして、係員がマイクを持ってまいりますので、そちらを受けとられてからご発言をいただくようお願いいたします。どうぞよろしくお願い

たします。

それでは、審議会の開催に当たりまして、建設局長、三浦隆よりご挨拶を申し上げます。
○三浦建設局長 おはようございます。ご紹介いただきました建設局長、三浦でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、またこのようにお暑い中、東京都公園審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より東京都の公園緑地行政につきまして、ご高配を賜っておりますことを厚く御礼を申し上げます。

今回、委員の改選がございまして、学識経験者委員1名と、多くの応募の中から選ばせていただきました2名の都民委員、合わせて3名の新たな委員の先生方をお迎えすることになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

都立公園は、都民にやすらぎやレクリエーションの場を提供し、都市に潤いをもたらすとともに、都市環境の改善や防災空間の確保など、風格ある成熟都市東京に必要な存在と考えてございます。開催までいよいよ1年を切りました東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におきましても、競技会場やパブリックビューイングなどに利用をされますほか、浜離宮恩賜庭園などの文化財庭園は、海外からのお客様をおもてなすする場ということでございます。建設局では、都立公園82カ所、約2,000ヘクタールを所管しておりまして、その拡張、整備、また防災機能の強化のほか、時代に即した官民連携による都立公園の多面的活用など、数多くの施策に取り組んでおります。

本日は、都立林試の森公園の整備計画について諮問をさせていただきますとともに、会議終了後には、計画対象地をご案内させていただきます。これまでも多くの都民に親しまれてまいりました都立林試の森公園の機能、また魅力を一層高められますように、委員の皆様におかれましては、活発なご審議をよろしくお願いをいたします。今後とも東京都の公園緑地行政につきまして、一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○園尾管理課長 続きまして、審議に入ります前に、委員の皆様をご紹介申し上げます。お配りした名簿をあわせてご覧下さい。今年6月の任期満了に伴いまして、新たに委員をお願いしたところでございます。

それでは、お名前をご紹介させていただきます。

金子忠一委員でございます。

○金子委員 金子です。よろしくお願いいたします。

- 園尾管理課長 黒田乃生委員でございます。
- 黒田委員 黒田です。よろしくお願いいたします。
- 園尾管理課長 斉藤庸平委員でございます。
- 斉藤委員 斉藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 園尾管理課長 今回、新たに委員になりました坂井文委員でございます。
- 坂井委員 坂井でございます。よろしくお願いいたします。
- 園尾管理課長 下村彰男委員でございます。
- 下村委員 下村です。よろしくお願いいたします。
- 園尾管理課長 高梨雅明委員でございます。
- 高梨委員 高梨でございます。よろしくお願いいたします。
- 園尾管理課長 林博通委員でございますが、まだ到着されていないようでございます。
羽山伸一委員でございます。
- 羽山委員 羽山でございます。よろしくお願いいたします。
- 園尾管理課長 今回新たに委員になりました大崎俊行委員でございます。
- 大崎委員 都民委員の大崎でございます。よろしくお願いいたします。
- 園尾管理課長 同じく、今回新たに委員になりました亀田彩子委員でございます。
- 亀田委員 亀田でございます。よろしくお願いいたします。
- 園尾管理課長 東京都議会環境建設委員会委員長、栗下善行議員でございます。
- 栗下委員 栗下です。よろしくお願いいたします。
- 園尾管理課長 財務省関東財務局東京財務事務所長、井上浩委員は、本日ご欠席のため、代理にて、統括国有財産管理官、村田隆一様にご出席いただいております。
- 村田委員 本日は代理で来ております。村田です。よろしくお願いいたします。
- 園尾管理課長 国土交通省都市局公園緑地・景観課長、古澤達也委員でございます。
- 古澤委員 古澤でございます。よろしくお願いいたします。
- 園尾管理課長 なお、本日、齋藤馨委員、服部津貴子委員、八塩圭子委員につきましては、本日ご欠席ということで連絡を頂戴しております。

公園審議会幹事の皆様につきましては、お手元資料の「東京都公園審議会幹事名簿」のとおりでございます。

それでは、お手元の次第に従いまして、進めさせていただきます。

初めに、当審議会の会長並びに副会長の選任につきましてお諮りいたします。会長並び

に副会長は、「東京都公園審議会条例」第5条第2項に基づきまして、委員の皆様方によりまして互選をいただくこととなっております。いかがでしょうか。

斉藤委員、お願いいたします。

○斉藤委員 斉藤でございます。会長は、ぜひ引き続き、長年都市公園行政に携わり、幅広い知見をお持ちの高梨委員にお願いしてはいかがでしょうかと思いますので、ご提案申し上げます。

○園尾管理課長 ありがとうございます。

ただいま、斉藤委員より、高梨委員に会長をお願いしてはどうかのご提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○園尾管理課長 ありがとうございます。

それでは高梨委員に当審議会の会長をお願いいたします。

それでは高梨会長、会長席のほうへお移りいただきまして、一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

(高梨会長 移動)

○高梨会長 一言ご挨拶申し上げます。ただいま会長にということでご推挙を賜りまして、誠にありがとうございます。会長を務めさせていただくに当たり、大変微力ではございますけれども、各委員の皆様方からご忌憚のないご意見を出していただく中で、進行に務めてまいりたいと思います。何とぞ円滑な進行にご協力のほどよろしくお願いしまして、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○園尾管理課長 どうもありがとうございます。

それでは、今後の会の運営は会長をお願いをしたいと思います。

○高梨会長 それでは、東京都公園審議会条例によりますと、副会長を委員の先生方から選任いただくことになっておりますが、いかが取り計らったらよろしいかお諮りいたします。

斉藤庸平委員、どうぞ。

○斉藤委員 斉藤でございます。前回と同じように会長一任がよろしいかと思っておりますので、ご提案させていただきます。

○高梨会長 ただいま、会長に一任ということで、斉藤委員からご発言がございました。ご異論がないようでしたら、私のほうから指名させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、前期もお務めいただきました下村委員に副会長をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、下村委員に副会長をお願いしたいと存じます。

それでは、ここで下村副会長に一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○下村副会長 ただいま副会長を仰せ付かりました下村でございます。前期に引き続きまして高梨会長を補佐して、この会の円滑な運営に務めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(拍手)

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、お手元の次第に従いまして、まず、諮問に移りたいと思います。事務局、よろしく願いいたします。

○園尾管理課長 本日は、東京都知事から当審議会へ1件の諮問がございます。知事にかわりまして、建設局長から高梨会長へ諮問文をお渡しさせていただきます。よろしく願いいたします。

○三浦建設局長 それでは、読み上げさせていただきます。

東京都公園審議会条例第2条の規定により、下記事項について諮問する。

令和元年8月7日。

東京都知事、小池百合子。

都立林試の森公園の整備計画について。

よろしく申し上げます。

○園尾管理課長 ありがとうございます。

なお、本日、三浦局長は公務のため、ここで退席させていただきます。

○三浦建設局長 すみません。よろしく申し上げます。失礼します。

(三浦建設局長 退席)

○高梨会長 次第に従いまして、議事に入りたいと思います。

ただいま諮問を受けました、都立林試の森公園の整備計画について審議をお願いしたいと思えます。

それでは、資料につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○根来計画課長 説明させていただきます。公園緑地部の計画課長の根来と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて説明をいたします。

まず最初に、タブレットの使い方だけご説明をいたします。タブレットを私の手元のものと同期してございますので、私の操作に沿って動くことになります。ただ、ご自身で少し資料などを確認したいという場合には、左下に同期という表示があるかと思えます。こちらをタップしていただきますと、同期、非同期、切り替わります。非同期にさせていただきますと、ご自身の操作で自由に動かすことができます。画面については、左右にスワイプしていただきますと、ページをめくることもできますので。また、拡大などもできますので、もしも気になる部分などございましたら、ご自身で操作などもしていただければと思えます。

それでは、これより説明をさせていただきます。

まず最初に、本審議会の今後のスケジュールでございます。本日諮問させていただいたところでございますが、まず、本日方向性をご説明等させていただいた上で、現場を確認させていただきたいと思っております。その後、10月に予定をしております次回の審議会を経て、12月には中間のまとめをお願いしたいと考えております。さらに、パブリックコメントの結果を反映させた上で、2月、令和2年2月には答申をいただければと考えているところでございます。

次に、林試の森公園の概要でございます。都市計画では、林試の森公園でなく、目黒公園という名称で決定をされてございます。昨年度末、平成31年3月に計画区域の見直しをしてございまして、現在は面積約14.2ヘクタールの総合公園ということで計画決定されてございます。

このうち下の開園のところにお示しをしておりますとおり、12.1ヘクタールを開園、都立林試の森公園ということで開園をしてございます。

その区域を図面でお示しをしたものがこちらになります。ちょっと小さいんですが、林試の森公園でございますけれども、品川区と目黒区にまたがる公園になってございます。最寄りの駅は、東急目黒線武蔵小山駅になります。図面、緑色でお示しをしているところが、今、林試の森公園として開園をしている区域となっております。

こちらの区域につきましては、昭和63年6月に当審議会の答申をいただきまして、既に整備をしているところでございまして、今回、審議の対象といたしましては、先ほど申し上げました昨年度末に計画区域を拡張した小山台住宅跡地、それから都営民生住宅跡地等を中心とした区域と、およそ2ヘクタールの区域と考えてございます。

整備計画の検討に当たりまして、まず林試の森公園、それから周辺地域の位置付け、上位計画における位置付けを整理してございます。

東京都でまとめてございます2040年代の東京の将来像を明らかにした、都市づくりのランドデザインの中では、当該地は、緑豊かで潤いのある複合市街地、また魅力的な居住生活の実現を目指す中枢広域拠点域に位置してございまして、そのうち武蔵小山・戸越周辺については、にぎわいと回遊性のある拠点が形成されていく地区を目指していくということとなっております。

また、品川区の都市計画マスタープラン、またみどりの基本計画等では、基本的には「みどりの拠点」という位置付けになってございまして、環境、観光ですとか、交流、さらにはレクリエーション、防災など多様な機能の発揮を図る区域ということになってございます。

また、目黒区における計画におきましても、同様「みどりの拠点」というふうな位置付けになっているというところでございます。

これらをまとめて申し上げますと、やはり防災ですとか、環境保全、またにぎわい等の機能を発揮する「みどりの拠点」としていくことが求められていると整理をいたしました。

そこで、防災、環境、にぎわいという観点から、まず周辺の状況、その後公園の状況を分析してございます。

まず、防災という点では、林試の森公園は、近傍の学校ですね、こちらとこちらと、あわせて避難場所に指定をされてございます。また、都が策定をしております「防災都市づくり推進計画」におきましても、震災時に特に甚大な被害が想定される「整備地域」に指定をされているところでございます。

こうしたことを受けまして、現在も公園の周辺、また沿道の建物の不燃化や道路の整備など区のほうで取り組みを進めておりまして、公園の整備に当たりまして、各地域の防災機能の向上を図っていくことが課題となっております。

次に、環境という点で、公園の周辺にあるまとまった緑は、こちらにございます目黒不動尊程度というところでございまして、また、一人当たりの公園面積ということで比較を

いたしますと、目黒区、品川区、両区とも23区平均を大きく下回っているという状況でございまして、公園の面積を増やしていくことが必要と考えております。

また、にぎわい、回遊性という点では、武蔵小山駅周辺は、「歩いてふれあう活力に満ちた街」を目標としておりまして、現在、再開発事業等によりまして、都市機能の集積が進んでいるところでございます。

また、こうした駅と公園、またさまざまな地域の歴史的資源をつなぐ散策ルートなども設けられているというところでございます。

したがいまして、駅前の開発とともに、公園の魅力も高めるということで、地域のにぎわい、また回遊性の向上に貢献していくことが求められると考えております。

こちらは、財務省に小山台住宅跡地の払い下げをお願いする上で、品川区など関係者で定めた跡地利用方針でございまして。対象といたしましては、財務省の小山台住宅跡地ですね、ここの跡地ですね、ここのところと、あと農水省の峰友寮の跡地、さらに都営住宅の跡地などを対象としてまとめたものでございます。

その内容といたしましては、やはり地域の防災機能の充実を図っていくこと。また、公園の拡張や、公園と一体となった緑を確保していくなど、緑をつくり出していくこと。さらには、さまざまな施設を導入し、社会福祉機能を充実させていくことや、またにぎわいと交流を生み出していくことといったような基本方針が定められてございまして、こちらに基づきまして、跡地の利用を定めてございます。

跡地のうち、公園の西側につきましては、区の社会福祉施設が配置されて、こちらには消防署の出張所が配置をされるということになります。残りのと申しますか、公園の北西端、それから公園の南側の小山台住宅の跡地の部分が、ここを公園にしていくということで定めたものでございます。

なお、区の施設の部分については、保育所や高齢者・障がい者施設などのほかに、地域交流スペースや防災備蓄倉庫なども想定をされているところでございます。

次に、今、林試の森公園として開園している部分の分析でございまして。

まず、防災という点でございまして、避難場所、それから緊急時のヘリコプターの離発着場の候補地という位置付けがされてございます。これらを踏まえまして、入り口や園路の改修のほか、災害対応型トイレや災害対応の照明などの整備も行っているところでございます。また、公園の中には、応急給水施設なども設置をされているところでございます。

こちらの絵を見ていただきますと、北側は入り口が幾つもあるところですが、南

側については、入り口が限られているという様子が見えていただけるかと思います。

続きまして、環境という点でございます。林試の森公園につきましては、本公園の北側にかつては羅漢寺川、川が流れてございました。この川がつくった地形ですね、北側に向かって斜面があるという地形と、あと、真ん中の部分に、少し谷戸のような部分がございます。現在もこうした地形が生かされるような形で公園の整備が行われ、先ほど申し上げた谷戸の部分には、流れですとか池なども設けられているというところでございます。

また、林業試験場としてかつて利用されてございましたので、その当時に導入をされました樹木などもまだ多く残されているというところでございます。

公園の中については、こうした意味では、多様な樹種があるものではございますけれども、環境としては樹林地が大半となっており、環境の多様性を高めるということは必要だと考えております。

続きまして、にぎわいというところで、園内の利用状況などをまとめさせていただきました。園内の広場は、それぞれの特徴等を生かしながら幅広い用途に使われてございます。例えば冒険広場などについては、遊具なども設置をされ、子どもの遊びに利用されてございますし、一方、大きな広場、プラタナスの広場などは、団体での野球、サッカー、またグランドゴルフなどの利用にもされてございます。またこのほかそれぞれの広場については、イベントで利用されるなど、多様な用途に使われているというところでございます。

右下のほうにちょっと紹介させていただいておりますけれども、今、年間の推計利用者、約100万人を超えるというところでございまして、ただ一方で、周辺の道路付けが悪うございますので、遠足などでのご利用もあるんですけれども、車でなかなか公園に寄り付くということは難しいというところは課題となっております。

これまで述べてまいりました現状等を踏まえて、課題と目標ということで整理をいたしてございます。

防災面では、やはり南側からの避難のアクセス、また避難場所の機能充実などの課題がございまして、やっぱり防災機能の強化、充実を図っていくということが目標の一つと位置付けてございます。

みどりという点につきましては、みどりの拠点としての公園の面積を広げていくということとともに、先ほど申し上げました環境の変化が少し乏しい傾向がございまして、生物多様性に配慮した整備を進めるといったことの課題があると考えております。

したがって、多様な生物の生息・生育空間となるみどりの拠点としていくというこ

とを目標として位置付けをいたしました。

また最後、利用という部分でございますけれども、開園している部分と一体的な利用を促進していくことですか、公園自身の魅力を高めること。さらには、車による来園への対応などの課題があると考えておまして、これらを含めて、公園の魅力を高め、周辺のまちづくりにも寄与していくことというのを目標といたしました。

ここで、改めて審議対象区域の敷地の条件ということを少しご説明させていただきます。

Iの区域ですね、こちら側につきましては、南側は、拡幅される区道に接することになります。北側は公園の中の樹林地に接するような形になってございます。それぞれ南北については、全体として平たんでつながっているんですけども、東側につきましては、区道があるんですけども、こちらの区道との間には高低差があるという敷地条件になってございます。

続きまして、計画地のIIですね。小山台住宅の中の西側の部分になります。こちら側につきましても、南側など周辺は区道に接することになります。北側は公園の樹林地に接するんですけども、この中には、デイキャンプ場と表示をしてございますけれども、こうした施設にも接する土地になってございます。また、こちら側については、この敷地の中にも、林業試験場時代に由来すると思われる大きな樹木なども幾つか残されているという敷地になってございます。

それから計画地のIIIは、北側、こちらになります。こちらにつきましては、南側にございます羅漢寺川プロムナード、緑道。それから、ちょっとこの写真では切れているんですけども、東側に区立の小山台公園がございます。こうした施設に面する位置ということになるんですけども、こちらの敷地につきましては、南から北に低くなっておりまして、東から西ですね、こちら側からこちら側にやはり低くなっているという地形になっているというところでございます。

こうした敷地条件を踏まえた上で、目標の具体的な展開ということで整理をさせていただきます。

まず、防災という点につきましては、南側、入り口が少のうございましたので、今回広げる部分に新たに避難のための入り口を設けていくということと同時に、広い区道に面することになりますので、緊急車両などの動線なども設定をしまいたいと考えております。

続きまして、みどりという点でございます。公園の緑と連続させるということは当然で

ございますけれども、園内の中にある今樹林ですとかあとは水辺の環境とは別に、比較的園内の中では少ない草地の環境をつくり出すということとともに、そこを緑とのふれあいの場というような形で活用していきたいと考えております。

それから、にぎわいという点につきましては、やはりこれまでは、なかなかまちから公園というのを見ることができないというんですかね、視認することはできなかったんですけども、今回、幹線道路に接続をする区道に面することとなりました。

したがって、この部分をにぎわいの拠点という形で位置付けをいたしまして、駐車場のほか、園内の既存の施設との一体的な利用を促すような拠点となる施設を導入してはどうかと考えております。

また、北西端の部分ですね、こちらのまちかど部分については、まちかど広場と位置付けしてございますけれども、プロムナードですとか小山台公園のほうから林試の森公園に人を引き込むような仕掛けをする場所と考えております。

最後となりますけれども、以上の検討等を踏まえてゾーニングという形で整理をさせていただきます。

東側のほうから参りますと、まず、東側の部分を緑のふれあいゾーンということと位置付けをいたしまして、草地の環境をつくり出し、緑とふれあう場を充実させていくような空間と考えてございます。

それから中央の部分は、交流ゾーンと付けてございますけれども、にぎわいのある沿道空間とひろば空間をつくり出すとともに、そこに先ほど申し上げた拠点施設などを導入していくようなエリアと考えてございます。

それから最後に、北西の部分ですね。こちらについては、羅漢寺川エントランスゾーンと名前を付けてございますけれども、先ほど申し上げた羅漢寺川のプロムナード、また小山台公園などの周辺の緑と林試の森公園を結びつけるような広場と考えているというところでございます。

本日ご用意させていただきましたのは、以上のような内容となります。説明は以上となります。ありがとうございました。

○高梨会長　どうもありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

それでは斉藤委員、どうぞ。

○斉藤委員 斉藤でございます。この地域は、さっきの説明で、震災時の火災が懸念される地域に指定されているということですので、基本的な防災関係の情報を教えていただきたいと思います。

まず、マクロ的な視点から2点ほど。この辺一帯の火災危険度は今どう評価されているか。特に延焼危険度を教えていただきたいと思います。

次に林試の森への想定避難人口を教えていただきたいと思います。

それから、ミクロ的な視点で、公園周囲の100メートルか200メートルぐらいの幅でよいですけども、ここの火災危険度を教えてください。これは、有効避難区域をとるときに大切な情報ですので。あわせて、今言った有効避難区域は、設定をされているのかについて教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○高梨会長 それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○根来計画課長 どうも恐れ入ります。事務局の根来でございます。

今画面のほうに林試の森公園の計画避難圏域をお示しさせていただいております。先ほど申し上げましたとおり、林試の森公園とその周辺、それからこの絵では落ちているんですけども、北側の小学校、それから南側にございます都立高校ですね、含めた形で林試の森公園ということで避難場所の指定がされてございまして、今、避難の計画人口といましては、8万5,120人、約8万5,000人と設定をされているところでございます。

あと、申しわけないです、ちょっと火災危険度については、今手元に資料がございませんので、次回、審議の際に資料をお示しできればと思います。申しわけございません。

○高梨会長 斉藤委員、よろしゅうございますか。

○斉藤委員 次回でけっこうです。

○高梨会長 ええ。次回、もう少し詳しい資料で説明をお願いしたいと思います。

栗下委員、どうぞ。

○栗下委員 私からはアクセスという観点で見て、この公園が最寄りの駅が武蔵小山駅かと思うんですけども、大体そこから五、六百メートルぐらいですかね、歩くと。そういった意味では、そんなに遠くもそんなに近くもないという、中ぐらいだと思うんですけど、車で来られる方は、今どうしているのか。ここに駐車場が園内にないと書いているんですけども、車で来られる方は、どうやって活用されているのか、来られているのかということについて、どういうふうに認識されているのか伺いたいと思います。

○高梨会長 事務局、どうぞ。

○根来計画課長 園内には、今駐車場がございません。したがって、もしも車でご利用いただいているという方がいらっしゃるとすれば、近傍の駐車場等をご利用いただいているのかなと考えております。

○栗下委員 結構たくさんあるんですか。たくさんとって、抽象的で難しいんですけども。つまり何か困っている声があるのかどうかということ。

○根来計画課長 比較的、自転車ですとか近傍からお見えになられている方が多い公園だろうと認識はしてございます。ただ、この資料の中にも書かせていただきましたけれども、遠足等での利用などもあると聞いておまして、そうした場合には、バス等の利用ということも当然必要だろうと考えておりますし、また、私ども都立公園をいろんな形で多くの方にご活用いただきたいと考えております中では、やはりもう少し広い圏域の方からぜひご利用いただくことも期待をしていきたいと思っておりますし、そうした際には、やはり駐車場というものが必要となってくるだろうと考えているところでございます。

○栗下委員 ありがとうございます。

○高梨会長 今のアクセスの状況ですけど、アクセス手段別の入り込み者がどの程度だとかという、客観的なデータみたいなものはお取りになっているのでしょうか。

○根来計画課長 毎年というわけではないんですけども、都立公園利用実態調査と申しますか、いらっしゃっている方々の調査を実施してございます。過去の調査等を確認した上で、また申しわけないですが、次回ご提示をさせていただければと思います。

○高梨会長 よろしく願いいたします。

羽山委員、どうぞ。

○羽山委員 先ほどの資料の17枚目の目標の展開、みどりというところで、はらっぱの創出というのがあるんですけども、はらっぱといってもいろんなものがあると思うんですが、具体的にどのようなものを想定されているのかということと、それから、この林試の森全体でどんな生き物がいるかというような基本的な生き物調査というのは、既にやられているのか。その辺の情報を教えて下さい。

○高梨会長 事務局のほうからお願いいたします。

○根来計画課長 今、基本計画というレベルで検討をさせていただいております、具体的なはらっぱのイメージですとか、どんな種類をターゲットにしようかということについては、まだ絞り切れていないところかなと思っております。

生き物についても、過去のいろんな調査等の成果はあったと認識をしておりますので、次回、具体的にお示しをさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○高梨会長 よろしく願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 都民委員の大崎でございます。初めて質問します。

林試の森で今三つの課題ということで、防災、みどり、それからにぎわいということを中心に話されており、特に防災に注力されているように思いました。都の計画では、整備地域ということで、これはちょっと資料で見させていただいたら、防災の中でも延焼防止ということに特に力が入っているように思いました。ただ、そうはいつでも、ここは避難場所でもあるかと思しますので、林試の森はどのような期間の避難場所として考えておられるのでしょうか。例えば3日間避難するとか、あるいは1週間避難する場面に耐えられる場所、あるいはもっと長期に耐えられるような場所とか。

そういった場合、今ある設備のとか、いろんな避難設備、場所が今のままでいいのか、それともさらに拡充されていくような予定があるのか。その辺を教えていただければと思います。

○高梨会長 事務局からよろしくお願いいたします。

○根来計画課長 避難場所と実は申しておりますのは、大震災等がございまして、大規模な市街地の火災が発生をしたときに、命を守るために逃げ込んでいただく場所というのが避難場所ということになってございます。周辺の市街地の火災が鎮火されましたらば、こういうオープンスペースではなくて、小学校、中学校などのいわゆる避難所と呼んでいる施設になるんですけれども、そちらのほうに移動をしていただくというような考え方をとってございます。

したがいまして、避難場所として皆さんが本当に命を守っていただく期間としては、3日間程度という想定をしています。逆に申し上げますと、3日間程度あれば、周辺の市街地の火災というのは対応ができる、鎮火ができるだろうというような前提に立った避難計画と申しますか、防災計画となっているところでございます。

基本的に3日間命を守っていただくために必要な施設というもので考えているところではございますけれども、ただ、実際にはその3日の後も、例えば市街地の復旧を図っていくですとか、また、例えば大規模な地震、被害がございまして、仮設住宅が必要となったりですとか、そういったものも必要になります。当然、都立公園の大きなこうしたオープ

ンスペースについては、そうした用途にも、その3日間の後も使用されていくということが想定をされるだろうと考えておまして、最初の位置付けの中では、避難場所というところが中心にはなるんですけれども、そうした少し長期間にわたってさまざまな利用がされることなども念頭に置きながら、公園の施設の整備というのは行っているというところでございます。

また、阪神淡路大震災があり、東日本大震災があり、またあと九州ですとか、いろいろな地震等が起きているという中で、地震のたびにやはりいろいろな、防災の対応等を新しい観点からの対応なども求められるというところもございますので、そうした新しい状況等を踏まえながら、また必要な防災施設の整備等というのを進めているというところでございます。

○高梨会長 よろしゅうございますか。

金子委員、どうぞ。

○金子委員 周辺の住民との関わりについてお聞きしたいです。防災公園ということもあって、災害時にはそういった地域住民との関わりというのが、とても大事になってくるかと思いますが、そういう意味で、現在でもあるかと思いますが、地域住民がどのような関わりを持っているかということです、都民協働みたいなことだと思います。それから、今回の再整備に当たって、そういった協働による公園づくりみたいなことをプロセスの中で考えるのかどうか。それについてお聞きしたいです。

○高梨会長 事務局、お願いいたします。

○根来計画課長 今、公園の中では、というより、さまざまなボランティアの団体と申しますか、市民団体の皆様の活動というのも行われているところでございます。

特に防災ということで、専門的に活動されている団体というのではないかと思うんですけれども、自然観察ですね、樹木の観察ですとか花壇の管理ですとか、あと林試の森フェスタということを毎年やっているんですけれども、そうしたイベントの実行委員会というようなもので、地域の皆様とも関わりというのを持っているところでございます。

○高梨会長 周辺住民の方と協働して公園づくりをするような取り組みと申しますか、仕組みを設けてやっているのか、そうではなくて、あくまでもボランティア活動だとかそういうものに取り組む人たちの自主性と申しますか、それに全く委ねているのか、その辺の状況をちょっと確認したいということだと思いますので。

○根来計画課長 ボランティア団体というか、住民団体との関係なんですけれども、個々

に都立公園、状況によって違ったりというところがあるんですけども、まず、個別のボランティア団体につきましても、一定のルールのもとに活動はしていただいているというところになります。

団体の中にも、自然にというんですかね、市民の皆様から提案をされて始まるボランティアもあれば、公園の管理者ですね、今で申し上げますと指定管理者になりますけれども、そちらのほうが仕掛けをしながら立ち上げているようなところですか、あと、地元の区などが中心になって立ち上げているものなどもあったりするところでございます。

最近では、そうしたボランティア団体の皆様ですか、地域の皆様なども集まっていたいて、パークミーティングというような形で、意見交換ですか情報交換ですか、そういったことを行うというような取り組みも現場のほうでやらせていただいております。

○高梨会長 今は指定管理者が実際の管理をされて、第一線で住民の方々と接しているわけですけども、やはり指定管理者によってその辺の取り組みというのは、大分異なっていると認識しておいたほうがいいのか、ある一定の枠内で自主性を発揮してもらおうとしているのか。そこら辺の状況はいかがですかね。

○根来計画課長 先ほど申しあげましたとおり、公園によってかなり違いがあるというのは事実だと思っております。それは、今の指定管理者の取り組みの姿勢だけによるということではなくて、例えば丘陵地の公園などでは、実際に公園として私どもが整備をし、管理をしていく段階から、さまざまな自然保護団体の皆様とやりとりをしながら整備を進めてきて、それが今も管理の中でも引き継がれているというようなところもございますので、それぞれの公園がつくられてきた過程ですか、あと、その周りの地域のさまざまな市民活動の頻度と申しますか、どのくらいそういう素地がある地域であるのかといったようなところですか、そういったものによって、取り組みの違いというのは出ているのかなと考えております。

○高梨会長 ありがとうございます。では、後ほどの現地調査でも、その辺をぜひじっくり見させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○高梨会長 下村副会長、どうぞ。

○下村副会長 私は、ちょっと小さな質問を一つと、あとは、先ほどの羽山委員のご発言に近い話なんですけれども、ばくっとしたお願いに近い意見です。質問のほうは、11ページの資料の中に門の名前があるんですね。大体は木の名前が付いていて、林試の森らし

い感じなんですけれども、一つだけ水車門というのが真ん中であって、これの由来について多少なりともお調べになっているかどうかということをお伺いしたい。というのが、このあたりの歴史を調べてみたんですけれども、基本的に武家屋敷だとかはなくて、やはり農地があって、しかも、水車が多いということで有名だったエリアのようなんですね。水が豊かだということで、明治期にいろんな研究機関ができていって、そのうちの 하나가林試だったというようなことが簡単に書いてありました。何かそういったことを公園のほうで伝えられる術の一つに、この水車門がなり得るのかどうかということを知りたい。あと、微妙な地形があって、かなりアンジュレーションがあるようなので、この場所自身は水田ではなかっただろうとは思いますが、先ほど、原っぱをつくられるという話の中で、幾つかの生態系をこの中に工夫して入れるんだろうと思います。その際、先ほど言っていたような羅漢川ですとか水車だとかというあたりで、水系に関わる生態系を取り上げていただくと、このあたりの歴史が公園の中に出てくると思いますので、ばくっとしたお願いというのは、そういうことです。今後、公園とかみどりというものが、その地域だとか場所の地歴を来訪者だとか住民の方々に伝える役割が、とても大きくなると考えています。そういったことへの配慮もしていただけるといいかなと考えております。

○高梨会長 ありがとうございます。

事務局のほうから、コメントがありましたら。

○根来計画課長 まず、水車門という名前なんですけれども、今日、現場のほうでもご案内させていただきますけれども、そうですね、ここからこちら側に向かって、この部分が谷のような形になっていまして、こちら側からこちら側に流れるというような形になっています。この水車部分の先のところに、先ほどこちらの敷地との間には、高低差があると申し上げたんですけれども、この区道の部分の斜面地の部分が、公園のような形で整備がされてございまして、こちらに水車が置かれています。現場でもこの前を通らせていただきますので、ご覧いただけたらと思うんですけれども、そういったこともございまして、水車門という名前が付けられているというところです。

この水車が設けられているというのは、今申し上げたこの部分というのが、かつて流れがあったというようなことなんだろうなと思うところなんですけれども、そういう意味では、今の地形自身も保存がされておるといふか残されておりますし、それはかつての風景と申しますか、そういったものを残していくような場所というふうな形には考えられるのかなと思います。

それから、あと、生態系の話につきましては、これからまた具体的に詰めていくということにはなりませんので、今、こちら側、北側のほうに少し池のようなものと、その間をつなぐ流れが設けられてございます。それをこちらのほうまで延ばすというような、技術的に見ても厳しいところがあるのかなと思うんですけども、いずれにいたしましても、地域全体の生態系、特に生物の多様性が高まるような形で整備ができればと考えておりますので、具体的に検討させていただければと思います。

○下村副会長 水車そのものは、別に歴史的なものでも何でもなくて、割と最近、近い時代に小っちゃい模型がつくられたというものなんですか。

○根来計画課長 古いものが何か移設されたということではなくて、公園の整備をした中で設置をされたものと認識をしております。

○高梨会長 よろしゅうございますか。

もう少し歴史性が感じられると、公園をつくる際にいろんな工夫ができるんじゃないかなということだと思いますので、何か掘り起こして歴史を浮き彫りにできるようなものがあれば、ぜひ公園づくりの中に生かしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございますか。

坂井委員、どうぞ。

○坂井委員 今回にぎわいの創出ということで、新たに駐車場をつくるということでした。これまでは遠足の方がたくさんいらっしゃったのでということで、バスも寄り付けるということですけども、アクセスというか、前の区道について質問です。その道の、具体的な質問としては道の道路幅、また前の財務省の官舎であったときに、駐車場があったのかというお話を聞かせていただきたいと思います。

というのも、このあたり、一種住居ですけども、交通量が増えるということに対して、どのように思っているのかなと思いましたので、少しその辺の基本情報をお願いいたします。

○高梨会長 事務局のほう、お願いいたします。

○根来計画課長 前の道路の幅員は、ちょっと正確ではないんですが、おおむね7メートル前後だったかなと思います。官舎があった時代も、車をとめるスペースはあったと思います。

地域の皆様の受けとめなんですけども、実は今、こちら側、官舎がまだ建物としては残

っている状態でございまして、解体をするための工事を国のほうで準備等を進めていただいております。その中でも、工事車両の通行等に関しては、地域の皆様は、南側に小学校もあるということもございまして、地域の環境に対するご配慮というのは、皆さん、強く求めていらっしゃるというところがございます。

したがいまして、この駐車場ということについても、地域の方々には、丁寧に説明をしながらご了解を求めていくことは必要だろうと考えてございます。

○高梨会長 よろしゅうございますか。

ほかにございますか。

黒田委員、どうぞ。

○黒田委員 質問ではないんですけども、このはらっぱのところをやっぱり私も、先ほど質問が出ていましたけれども、気になっていまして、なぜはらっぱなのかなというのが。生物多様性を高めるために、じゃあはらっぱということであれば、ちょっとイメージがしにくくて、普通の草地だとスキの生えているようなイメージなんですけども、そうするとなかなか人は入りにくかったりして、じゃあ芝生広場とどう違うのかなとか、その辺の具体的なことをもう少し次のときにわかるといいかなと思います。それで、そのときに、さっき下村先生もおっしゃったような、ここがもし谷地であるなら、そういうのを生かすようなことも少し考えてもいいのかなと思いました。感想です。

○高梨会長 ありがとうございます。

ありがとうございます。

じゃあ、次回、このはらっぱの性格について、少し整理して説明をお願いしたいと思えますので、よろしくお願いたします。

ほかにございますでしょうか。まだご発言をいただいていない亀田委員、何かございましたら質問でも意見でもどちらでも結構でございますので。この審議会に出た感想でも結構です。

○亀田委員 昔、大田区に住んでいたことがあったので、このあたりは昔塾に通っていたなと思いながら、思い出しながら見ていたんですけども、こんなすばらしい公園になるなんていいなと思いながら説明を伺いました。次回は議論できますよう準備いたします。

○高梨会長 ありがとうございます。またお気づきの点がありましたら、ご発言願えればと思います。

古澤委員、何かございますでしょうか。

○古澤委員 私も現地に行って確認させていただきたいんですが、冒頭から各委員からありました防災関係の位置付けが、周辺の土地利用ですとか、区道の配置、幅員などから見て、合っているのかどうかというあたりを見せていただければなと思いました。

たしか、都市整備局のほうで、地域危険度を区別で出されていらっしやっただと思います。火災だけでなく、倒壊の危険があったときに、小さな幅員の道路ですと、車両が事実上通れなくなるということで、災害の危険度がアップするという構成だったと記憶しています。

そうしますと、今、区道が六、七メートルということですが、この周辺の道路ネットワークを見た限りでは、それほど大きな公園にアプローチする園路が複数あるわけではない中であって、通常時の利用というより、乗用車というより観光バスのイメージになるのかもしれない。それがこの土地利用上耐えられるかという話と、それから災害時、これは斉藤委員からもございましたけども、防火帯のイメージなのか、避難地のイメージなのか。避難地としたときには、ほとんどが樹林地であるとしたときに、キャパはどのくらいとられているのか。それによって、緊急車両がその二、三日とはいえ、何かアクセスするような使い方をされるのかというようなことをもろもろ考えていきますと、道路の幅員、それから駐車場の容量、そのあたりはチェックをする必要があるのかなというのが、第一感想でありました。その辺は、また現地を拝見させていただければ、いろいろわかるかなという感じであります。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。公園の中だけではなくて、アクセスする道路等がちゃんと災害時も機能するよというよなことで、検討を進めていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

あと、井上委員の代理で村田さんをご出席でございます。何かご発言があればお願いしたいと思います。

○村田委員 代理で来ています村田です。関東財務局ということで、公園審議会の委員というよりも、どちらかという小山台住宅の跡地を処分するという立場で見えてしまっているんですけども、国有地の管理処分といいますと、やっぱりこういう公共を優先という中で、地域、あとは、今は特に地域連携とかも取り組みますので、そういった中で公園として活用していただけると。まさに、今東京都内等、まとまった土地、国有地もなかなか減ってきていますので、そこを地元のために活用していただけるということであると、非常にいいことなのかなと思っております。

また、今日の審議会の中でもいろんな意見が出ましたので、そういうことも聞きながら、東京都さんとこれから処分に向けて細かい打ち合わせ等をしていきたいなと思っていますので、何か審議会の委員というよりも処分する側という立場になってしまっているんですけども、よくいいように活用していただければ非常にうれしいなというふうな思いで、今聞いていました。以上でございます。

○高梨会長 ありがとうございます。

小山台住宅に住んでいた方を私も何人か存じ上げているんですけど、ここで育った子どもたちにとってみると、ここが故郷なんですね。ある意味寂しさを覚えている方々もいるんじゃないかなと思いますので、地域の方々に役立てていただくということも重要かと思えますけれど、やはりここで生まれ育った方々にも、なにか故郷としての思い出がよみがえってくるようなものが、少しでも公園計画の中で、ちょっとでも入れられるといいのかなと、そんな思いを私はいたしました。これは感想でございます。

ほかにご意見、ご質問、ございますか。

ないようでしたら、審議はここで終了といたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、議事のうち審議につきましては、これにて終了させていただきます。

事務局のほうに司会をお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○園尾管理課長 ご審議、ありがとうございました。

委員の皆様には、本日諮問をいたしました諮問文のコピーをこれから配付させていただきます。

また、本日、委員の皆様には、冒頭でも申し上げましたように、これから現地視察にご案内させていただきます。

これからは、現地視察に向かうに当たりまして、ここから出てまいります、もうこちらには戻ってまいりませんので、お手荷物につきましては、ご持参いただきますようお願いいたします。

準備が整いましたら、この建物、第二本庁舎の2階、正面玄関車寄せにご移動をお願いいたします。そちらでマイクロバスが待っております。現在、壁にかかっている時計で、間もなく25分でございます。10時40分を目途に出発をしたいと思っておりますので、これ

から準備が整い次第、ご移動をお願いしたいと思います。

こちらのフロアのエレベーターの付近に、私ども職員がご案内のために控えておりますので、わからなければお声がけいただければと思います。よろしく願いいたします。

委員の皆様方、ご審議ありがとうございました。これより現場に移動いたします。

——了——